

第40期 定時株主総会 招集ご通知

開催
日時

2019年6月19日（水曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

開催
場所

東京都千代田区大手町一丁目3番7号
日経ビル3階 日経ホール

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役6名選任の件
- 第3号議案 監査役2名選任の件

目次

■ 第40期定時株主総会招集ご通知	2
■ 株主総会参考書類	5
(添付書類)	
事業報告	15
連結計算書類	44
計算書類	48
監査報告書	51

伊藤忠テクノソリューションズ株式会社



パソコン・スマートフォン・
タブレット端末からも
ご覧いただけます。
<http://ctcir.ctc-g.co.jp/rose/meeting/>



CTCグループ企業理念

Slogan スローガン

Challenging Tomorrow's Changes

Mission 使命

**明日を変えるITの可能性に挑み、
夢のある豊かな社会の実現に貢献する。**

Values 価値観 Action Guidelines 私たちの心得

変化への挑戦 常に新しいことに取り組み、決して諦めずに臨んでいるか？

価値への挑戦 お客様が期待する以上の価値を、生み出しているか？

明日への挑戦 自由な発想で、よりよい明日の姿を描いているか？



代表取締役社長 菊地 哲

コーポレートブランドであるCTCとは、Challenging Tomorrow's Changesの頭文字をとったものです。

「スローガン」にもなっているこの言葉は、「明日を変えるITの可能性に挑み、夢のある豊かな社会の実現に貢献する。」という使命を全うする意志を社会に対して示したものです。

事業環境が変化するなか、お客様が抱える様々な課題に対し、最適解を導き出すためのコンサルティング、その「解」を形にするシステムインテグレーション、そしてその後のシステムサポートまでをトータルに提供することにより、お客様の企業価値向上に貢献し、夢のある豊かな社会の実現につなげてまいります。

(証券コード：4739)

2019年5月31日

株 主 各 位

東京都千代田区霞が関三丁目2番5号
 伊藤忠テクノソリューションズ株式会社
 代表取締役社長 菊地 哲

第40期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第40期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、郵送又はインターネット等により、議決権を行使することができます。お手数ながら後記「株主総会参考書類」(5頁から14頁)をご検討いただき、次頁のご案内に従って**2019年6月18日(火曜日)午後5時30分まで**に議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1	日時	2019年6月19日(水曜日) 午前10時
2	場所	東京都千代田区大手町一丁目3番7号 日経ビル3階 日経ホール
3	会議の目的事項	<p>報告事項</p> <p>1. 第40期(自2018年4月1日 至2019年3月31日) 事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件</p> <p>2. 第40期(自2018年4月1日 至2019年3月31日) 計算書類の内容報告の件</p> <p>決議事項</p> <p>第1号議案 剰余金の処分の件</p> <p>第2号議案 取締役6名選任の件</p> <p>第3号議案 監査役2名選任の件</p>

4 その他株主総会 招集に関する事 項

(1) 代理人による議決権行使の場合

代理人による議決権行使の場合には、株主様ご本人の議決権行使書用紙とともに、代理権を証する書面を会場受付へご提出ください。

なお、代理人は、当社の議決権を有する他の株主1名様に限らせていただきます。

(2) 議決権の不統一行使の場合

議決権の不統一行使される場合には、その旨及び理由を、株主総会の3日前までに書面で当社宛にご通知ください。

以上

(お願い) 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

(お知らせ) 1. 当社は、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、提供すべき書面のうち次に掲げる事項をインターネット上の当社ホームページ(下記URL)に掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知の提供書面には記載しておりません。

連結計算書類の連結注記
計算書類の個別注記

なお、監査役及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類は、本定時株主総会招集ご通知の添付書類に記載したもののほか、当社ホームページ(下記URL)に掲載した連結注記及び個別注記を含んでおります。

2. 株主総会参考書類及び添付書類に修正すべき事項が生じた場合には、直ちに当社ホームページ(下記URL)にて、修正内容を掲載させていただきます。

<http://www.ctc-g.co.jp/ir/>

議決権の行使についてのご案内

株主総会にご出席いただける場合



株主総会開催日時

2019年
6月19日(水曜日)
午前10時開催

(受付は9時に開始いたします)

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。また、議事資料として本冊子をご持参くださいますようお願い申し上げます。

※ 代理人による議決権行使は、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会に出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますので、ご了承ください。

株主総会にご出席いただけない場合



郵送(書面)
による
議決権行使

行使期限

2019年6月18日(火曜日)
午後5時30分到着

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようにご返送ください。



インターネット
による
議決権行使

行使期限

2019年6月18日(火曜日)
午後5時30分まで

パソコン等から議決権行使サイトにアクセスしていただき、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。議決権行使サイト及び議決権行使方法の詳細につきましては、4頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照ください。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使について

1. 「スマート行使」による方法

- 1 同封の議決権行使書用紙右下に記載のQRコードをスマートフォンにてお読み取りいただき、「スマート行使」へアクセスしていただき、画面の案内に従ってご入力ください（ID・パスワードのご入力は不要です）。
- 2 「スマート行使」による議決権行使は1回限りです。

2. 「議決権行使ウェブサイト」（ID・パスワード入力）による方法

- 1 「議決権行使ウェブサイト」（下記URL）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙右片に記載の議決権行使コード及びパスワードにてログインしていただき、画面の案内に従ってご入力ください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 2 パスワード（株主様に変更されたものを含みます。）は今回の株主総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。
- 3 パスワードは、行使される方がご本人であることを確認する手段です。当社よりパスワードをお問い合わせすることはございません。
- 4 パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

3. ご注意

- 1 行使期限は2019年6月18日（火曜日）午後5時30分までであり、同時刻までにご入力を終える必要があります。お早めのご行使をお願いいたします。
- 2 「スマート行使」による議決権行使後に行使内容を修正される場合は、お手数ですが上記2.に記載の方法でご修正いただきますようお願い申し上げます。
- 3 郵送とインターネットにより、議決権を重複してご行使された場合は、インターネットによるものを有効とします。複数回ご行使された場合は、最後にご行使されたものを有効とします。
- 4 インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。
- 5 インターネットによる議決権行使は一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器やその状況によってはご利用いただけない場合があります。

4. お問い合わせ先について

ご不明点は、株主名簿管理人であるみずほ信託銀行 証券代行部までお問い合わせください。

【「スマート行使」「議決権行使ウェブサイト」の操作方法等に関するお問い合わせ先】



0120-768-524（土日休日を除く 9：00～21：00）

（注）「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

スマートフォンでの議決権行使は「スマート行使」をご利用ください



同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要でアクセスできます。こちらでは**1回限り**議決権をご行使いただけます。

- 機関投資家の皆さまへ 株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームより議決権をご行使いただけます。

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題として認識し、安定的な配当に努めるとともに、業績に応じた利益還元を重視し、内部留保金とのバランスを考慮しながら、配当水準を高めることを基本方針としております。なお、連結配当性向は45%程度を目安としております。

当期の期末配当金につきましては、当社の基本方針に基づき、株主の皆様の日頃のご支援に応えるべく、前期に比べ1株当たり2円25銭増額（注）いたしまして、次のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類
金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金26円 総額6,011,918,926円

(注) 当社は2018年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。

前期は1株当たり中間42円50銭、期末47円50銭の配当を実施いたしました。当該株式分割の影響を考慮いたしますと、1株当たり中間配当21円25銭、期末配当23円75銭に相当いたします。したがって、株式分割の影響を考慮いたしますと、当期の期末配当は前期に比べ1株当たり2円25銭の増配となります。

また、2018年12月7日に、1株につき24円の中間配当を実施しておりますので、当期の年間配当金は1株につき50円となり、株式分割の影響を考慮しますと、前期に比べ1株当たり5円の増配となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2019年6月20日

ご参考 1株当たり年間配当金・連結配当性向の推移

区 分	第37期	第38期	第39期	第40期 (当期) (注) 2
1株当たり年間配当金 (円) (注) 1	70.0 (35.0)	80.0 (40.0)	90.0 (45.0)	50.0予定
連結配当性向 (%)	44.9	42.3	44.1	46.9予定

(注) 1. 当社は、2018年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っており、()は当該株式分割の影響を考慮した数値を記載しております。

2. 第40期(当期)の1株当たり年間配当金及び連結配当性向は、本議案が原案どおり承認可決されることを前提とした数値です。

第2号議案 取締役6名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって取締役全員（9名）の任期が満了いたします。当社は、取締役会が当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に寄与するために、取締役会全体として、知識・経験・能力並びにジェンダーや学識経験者・弁護士・公認会計士等の高度な専門性を含む多様性をバランスよく備えるべきと考えております。

つきましては、新たに取締役6名の選任をお願いするものであります。なお、当社は取締役員数の1/3以上を、(株)東京証券取引所の定める独立役員要件を満たす人物とすることを目指しており、本議案が原案どおり承認可決されますと、取締役6名のうち2名が独立役員となります。

その候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位及び担当	取締役会出席回数
1	再任 菊地 哲	代表取締役社長	100 % (18回/18回)
2	再任 松島 泰	取締役 兼 副社長執行役員 社長補佐 (兼) 経営管理グループ/グローバルビジネス管掌役員 (兼) 経営管理グループ担当役員 (兼) CFO (兼) CCO	100 % (18回/18回)
3	再任 大久保忠崇	取締役 兼 専務執行役員 社長補佐 (技術戦略特命) (兼) CTO	100 % (18回/18回)
4	新任 岩崎 尚子	社外 独立	—
5	新任 本村 彩	社外 独立	—
6	再任 今川 聖	取締役	100 % (15回/15回)

(注) 岩崎尚子氏の戸籍上の氏名は山際尚子であります。



所有する当社の株式数
35,000株

取締役会出席状況
18/18 (100%)

取締役在任期間
7年

1

きくち
菊地

さとし
哲 (1952年12月29日生)

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1976年 4月 伊藤忠商事(株)入社
2006年 6月 同社執行役員
2008年 4月 同社常務執行役員
2008年 6月 同社代表取締役常務取締役
2010年 4月 同社代表取締役常務執行役員
2012年 6月 当社代表取締役社長 (現任)

取締役候補者とした理由

菊地 哲氏は、取締役として高い倫理観・公正性などの人格的要素を備え、2012年6月に当社代表取締役社長に就任以来、継続的な事業成長及び企業価値向上を目指し、現在、2018年度から3か年の中期経営計画達成に向け、リーダーシップを発揮していることから、取締役として引き続き選任をお願いするものです。

特別の利害関係

菊地 哲氏と当社との間に特別の利害関係はありません。



所有する当社の株式数
24,500株

取締役会出席状況
18/18 (100%)

取締役在任期間
5年

2

まつしま
松島とおる
泰 (1955年4月16日生)

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1979年4月 伊藤忠商事(株)入社
 2006年6月 同社執行役員
 2009年4月 同社常務執行役員
 2010年6月 同社代表取締役常務執行役員
 2014年4月 当社専務執行役員 経営企画グループ担当役員
 2014年6月 当社取締役(現任)
 2015年4月 当社副社長執行役員 経営管理グループ担当役員(兼) CCO(現任)
 当社グローバルビジネス担当
 CTC GLOBAL SDN. BHD. チェアマン アンド ディレクター
 CTC GLOBAL PTE. LTD. チェアマン アンド ディレクター
 2015年6月 当社CFO(現任)
 2016年4月 当社社長補佐(現任)
 2017年11月 Netband Consulting Co., Ltd.(現 CTC Global(Thailand) Ltd.) オーソライズド ディレクター
 2018年4月 当社経営管理グループ/グローバルビジネス管掌役員(現任)

取締役候補者とした理由

松島 泰氏は、取締役として高い倫理観・公正性などの人格的要素を備え、2014年6月に当社取締役に就任以来、経営管理グループ担当役員、CFO、CCOなどを担当しております。同氏は経営に関する豊富な知見と能力を有しており、当社の経営に欠かせないものと判断し、取締役として引き続き選任をお願いするものです。

特別の利害関係

松島 泰氏と当社との間に特別の利害関係はありません。



所有する当社の株式数

18,400株

取締役会出席状況

18/18 (100%)

取締役在任期間

5年

3

おお く ぼ ただ たか

大久保忠崇 (1956年7月20日生)

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1981年 1月 伊藤忠データシステム(株)入社
- 1989年 10月 移籍により当社社員
- 2002年 6月 当社執行役員
- 2004年 1月 当社情報マネジメント担当役員
- 2004年 4月 当社情報システム・BPR担当役員 (兼) CIO
- 2007年 4月 当社金融システム事業グループ担当役員代行
- 2011年 4月 当社常務執行役員
- 2013年 4月 当社クロスファンクショナルグループ担当役員 (兼) CTO
- 2014年 4月 当社ITサービス事業グループ担当役員 (兼) CTO
- 2014年 6月 当社取締役 (現任)
- 2017年 4月 当社専務執行役員 (現任)
当社技術戦略グループ担当役員
(兼) 技術戦略グループ/ITサービスグループ管掌役員
(兼) CTO (兼) CIO
- 2019年 4月 当社社長補佐 (技術戦略特命) (兼) CTO(現任)

取締役候補者とした理由

大久保忠崇氏は、取締役として高い倫理観・公正性などの人格的要素を備え、2014年6月に当社取締役に就任以来、ITサービス事業グループ、技術戦略グループ及びCTOなどを担当しております。同氏は経営に関する豊富な知見と能力を有しており、当社の経営に欠かせないものと判断し、取締役として引き続き選任をお願いするものです。

特別の利害関係

大久保忠崇氏と当社との間に特別の利害関係はありません。



所有する当社の株式数
0株

4

いわ さき

なお こ

岩崎 尚子 (1975年5月30日生)

新任 社外 独立

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 2008年4月 早稲田大学電子政府・自治体研究所講師
 2012年4月 早稲田大学電子政府・自治体研究所准教授
 2017年4月 早稲田大学電子政府・自治体研究所教授（現任）
 国際CIO学会理事長（会長）（現任）
 シンガポール南洋理工大学ARISE諮問委員（現任）
 2018年4月 北京大学客員研究員（現任）
 2018年9月 総務省「地方自治体における業務プロセス・システムの標準化及びAI・ロボティクスの活用に関する研究会」委員（現任）
 2019年1月 APEC スマート・シルバー・イノベーション委員長（現任）

社外取締役候補者とした理由

岩崎尚子氏は、過去において直接会社経営に関与されたご経験はお持ちではありませんが、取締役として高い倫理観・公正性などの人格的要素を備え、学識経験者としての高度な専門性と豊富な知見を有しており、当社の経営に欠かせないものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものです。

特別の利害関係及び独立性に対する考え方

岩崎尚子氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
 当社と、同氏が教授を務めている早稲田大学には営業取引関係がありますが、その取引金額は当社連結売上収益の0.1%未満と僅少であり、特別の利害関係を生じさせる重要性はありません。
 このため、当社は、同氏を(株)東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として届け出る予定です。

その他取締役候補者に関する特記事項

岩崎尚子氏の選任が承認された場合、同氏は当社との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額といたします。



所有する当社の株式数
0株

5

もとむら

本村

あや

彩

(1978年11月22日生)

新任 社外 独立

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 2002年10月 弁護士登録（第一東京弁護士会）
長島・大野・常松法律事務所入所
- 2008年9月 Cleary Gottlieb Steen & Hamilton LLP (New York Office)
勤務
- 2009年2月 ニューヨーク州弁護士登録
- 2009年7月 金融庁総務企画局市場課勤務
- 2013年10月 稲葉総合法律事務所パートナー（現任）
- 2013年12月 環境不動産普及促進機構 耐震・環境不動産形成促進事業 審査委員会委員（現任）
- 2014年3月 イオン・リートマネジメント(株) コンプライアンス委員会外部委員（現任）

社外取締役候補者とした理由

本村 彩氏は、過去において直接会社経営に関与されたご経験はお持ちではありませんが、取締役として高い倫理観・公正性などの人格的要素を備え、弁護士としての高度な専門性と企業法務に関する豊富な知見を有しており、当社の経営に欠かせないものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものです。

特別の利害関係及び独立性に対する考え方

本村 彩氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
このため、当社は、同氏を(株)東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として届け出る予定です。

その他取締役候補者に関する特記事項

本村 彩氏の選任が承認された場合、同氏は当社との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額といたします。



所有する当社の株式数
0株

取締役会出席状況
15/15 (100%)

取締役在任期間
1年

6

いま がわ
今川きよし
聖

(1964年11月12日生)

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1988年 4月 伊藤忠商事(株)入社
 2002年 7月 伊藤忠エレクトロニクス(株) (現伊藤忠インタラクティブ(株)) 取締役
 2004年 7月 同社代表取締役社長
 2008年 4月 伊藤忠商事(株)ビジネスソリューション部長
 2009年 4月 同社メディア・ネットビジネス部長
 2011年 4月 エキサイト(株)取締役副社長
 2012年 4月 同社代表取締役社長
 2018年 4月 同社代表取締役
 伊藤忠商事(株)情報・通信部門長 (現任)
 伊藤忠・フジ・パートナーズ(株)取締役 (現任)
 2018年 5月 (株)バルシステム24ホールディングス取締役 (現任)
 2018年 6月 当社取締役 (現任)

取締役候補者とした理由

今川 聖氏は、取締役として高い倫理観・公正性などの人格的要素を備え、2018年6月に当社取締役に就任以来、取締役としての職責を果たしております。同氏は、伊藤忠商事(株)の情報・通信部門長として高度な専門性と経営に関する豊富な知見を有しており、当社の経営に資するものと判断し、取締役として引き続き選任をお願いするものです。

特別の利害関係

今川 聖氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

その他取締役候補者に関する特記事項

今川 聖氏は、当社との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額としております。同氏の再任をご承認いただいた場合、同氏は当社との間で上記責任限定契約を継続する予定です。

(注) 取締役在任期間は、本定時株主総会終結時点でのものです。

第3号議案

監査役2名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって監査役の石丸慎太郎氏が辞任により退任いたします。
つきましては、監査体制の強化及び弁護士・公認会計士等の高度な専門性を含む多様性の充実に
を図るため、1名増員し、監査役2名の選任をお願いするものであります。本議案が原案どおり
承認可決されますと、監査役4名のうち、社外監査役は3名となります。
なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。
その候補者は、次のとおりであります。



所有する当社の株式数
0株

1

はら だ やす ゆき
原田 恭行 (1959年1月15日生)

新任 社外

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1982年4月 伊藤忠商事(株)入社
2013年4月 同社執行役員
2014年4月 伊藤忠インターナショナル会社CEO
2015年4月 伊藤忠商事(株)常務執行役員
2016年4月 同社住生活カンパニープレジデント
2016年6月 同社代表取締役常務執行役員
2017年4月 同社常務執行役員 住生活カンパニープレジデント
2018年4月 同社より出向 European Tyre Enterprise Limited CEO
(英国Letchworth駐在)
2019年3月 同社より出向 European Tyre Enterprise Limited ADVISOR
TO CEO (英国Letchworth駐在) (現任)

社外監査役候補者とした理由

原田恭行氏は、伊藤忠商事(株)常務執行役員 住生活カンパニープレジデントを務められた経営経験と、長年にわたる同社勤務において培われた幅広い知見を有しており、社外監査役として適任と判断し、選任をお願いするものであります。

特別の利害関係

原田恭行氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

その他監査役候補者に関する特記事項

原田恭行氏は、過去5年間に当社の親会社である伊藤忠商事(株)の業務執行者となったことがあります。



所有する当社の株式数
0株

2

はら
原かつ ひこ
勝彦

(1955年7月7日生)

新任 社外 独立

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1983年 2月 公認会計士登録
1984年 3月 昭和監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）入所
2002年 5月 同法人代表社員（現 シニアパートナー）
2018年 6月 日精樹脂工業(株)取締役（現任）

社外監査役候補者とした理由

原 勝彦氏は、社外取締役又は社外監査役となること以外の方法により直接会社経営に関与されたご経験をお持ちではありませんが、公認会計士としての財務及び会計に関する高度な専門性と豊富な知見を有しており、社外監査役として適任と判断し、選任をお願いするものであります。

特別の利害関係及び独立性に対する考え方

原 勝彦氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
このため、当社は、同氏を(株)東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として届け出る予定です。

その他監査役候補者に関する特記事項

原 勝彦氏の選任が承認された場合、同氏は当社との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額といたします。

以上

(添付書類)

事業報告

(2018年4月1日から2019年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、各国の通商問題の深刻化などによる海外経済の減速が影響し、国内景気の一部に弱さがみられたものの、堅調な企業収益や雇用環境の改善などを背景として、全体的に緩やかに回復いたしました。

情報サービス産業におきましては、製造、流通分野などでIT投資が回復傾向にあり、ビジネス環境は堅調に推移しております。

このような状況下、当社グループにおきましては、「リーディング・カンパニーとして、IT産業の進化を担う」ことを目指した、2019年3月期から2021年3月期までの3か年の中期経営計画「Opening New Horizons ～新しい景色を見るために～」を策定いたしました。新しい活動領域を“Horizons”と定め、「上に広げる：ビジネス変革への挑戦」、「前に伸ばす：強みをさらに強く」、「外に出る：新たな分野・リージョンの開拓」、「足元を固める：経営基盤の強化」に注力しております。具体的な取り組みは以下のとおりです。

<「上に広げる：ビジネス変革への挑戦」に関する取り組み>

- ・伊藤忠商事(株)の基幹システム刷新の第一弾として、デジタルトランスフォーメーション時代を見据えた、より迅速かつ柔軟なビジネスデータ分析を支援する「次世代全社統合データ基盤」を構築いたしました。引き続き2020年度にかけて、販売情報や決算情報のリアルタイム処理による経営判断の迅速化・高度化、AIを活用した業務効率化などを支援する新機能を拡充していきます。
- ・サプライチェーン上の資源を安定的に調達・供給し、流通の透明性を確保するため、ブロックチェーン技術を用いたトレーサビリティ・システムの構築に向けた実証実験を伊藤忠商事(株)と共に開始いたしました。同社の完全子会社である天然ゴム加工会社PT. Aneka Bumi Pratama (インドネシア) の原料調達サプライチェーンを対象とし、スマートフォンアプリを利用して生産から納品までに関わる複数の事業者の取引内容をブロックチェーン上に記録することで流通の透明化を図り、トレーサビリティの確立を目指していきます。

<「前に伸ばす：強みをさらに強く」に関する取り組み>

- ・ソフトバンク(株)が提供する法人向けモバイルアクセスサービス「セキュアモバイルアクセス(以下、SMA)」のデータ通信接続システムを構築いたしました。SMAは、在宅勤務などモバイル端末による社外からのアクセス環境の整備や、多量のIoTデバイスを活用するシステム構築などの様々なニーズに対応するサービスです。同システムの構築において、NFV(Network Functions Virtualization) 技術を活用したことにより膨大な数の接続に対応可能な高い拡張性を実現いたしました。
- ・2011年から提供している、再生可能エネルギーなどの利用を管理するクラウドサービス「E-PLSM (エプリズム)」に、発電設備の異常予兆を検知する機能追加と、風力・太陽光の発電出力予測機能の精度向上に向けた機能強化を行いました。再生可能エネルギーの普及拡大には、電力需給のバランスを保つための発電出力予測の精緻化が必要です。今後もE-PLSMの拡充により、お客様の生産性向上を支援するとともに、クリーンエネルギー技術の発展を通じてSDGs(持続可能な開発目標)の達成に貢献していきます。

<「外に出る：新たな分野・リージョン開拓」に関する取り組み>

- ・欧州や北米におけるITサービス事業の拡大やお客様サポートの強化を目的に、英国Newton Information Technology Ltd.との業務提携や、米国の海外子会社ITOCHU Techno-Solutions America, Inc.を通じて、米国SYSCOM(USA)INC.との資本提携(同社株式33.7%を取得)を実施いたしました。今後は、欧州、北米、ASEAN、日本で連携し、グローバルでお客様サポートを実現していきます。
- ・お客様の要望や仕様の変化に柔軟に対応しながら、新規ビジネスを素早くスモールスタートで始めることが可能なアジャイル開発のための専用スペース「アジャイルオフィス」を東京都と愛知県豊田市のオフィス内に開設いたしました。お客様と密に連携が取りやすい環境でデジタルビジネスの共創に努めるとともに、対応するエンジニアの育成にも注力いたしました。
- ・スタートアップ企業の支援やお客様との合併事業による事業領域の拡大を目的に設立したコーポレート・ベンチャー・キャピタル「CTCイノベーションパートナーズ」の投資案件として、深層学習を活用した手書き文字認識(AI・OCR)分野でトップクラスの技術を持つ(株)シナモンへ出資いたしました。また、循環型社会の形成やSDGsの達成への寄与にも鑑み、食品の売れ残りなどを買い手とつなぐフードロス削減のためのプラットフォームを提供する(株)コークッキングや、シェアリングエコノミー分野を支えるリセールプラットフォームを手掛ける(株)アクティブソナーに出資いたしました。

<「足元を固める：経営基盤の強化」に関する取り組み>

- ・昨今のビッグデータ、IoT、AIの発展に伴い不足するデータサイエンス分野の人材を育成するため、学校法人早稲田大学と学術交流協定を締結いたしました。産学連携で、企業におけるデータ分析やAI開発を促進するとともに同分野の人材育成に注力していきます。また、大規模なAI利用の検証や学習が可能な環境「AI_LAB」を開設し、同施設における大学向け無償プログラムの提供も開始いたしました。更には、AIビジネスの推進体制を一層強化する目的でAIの教育プログラムを社員約3,000名に対して実施しております。
- ・社員が働きがいを持って健康で効率的に働けるよう「働き方変革」と「健康経営」施策を積極推進しております。それらの様々な取り組みが認められ、経済産業省と日本健康会議が主催する「健康経営優良法人2019（ホワイト500）」に3年連続で認定されました。また、積極的な女性採用のための女性管理職による就職セミナーの実施や、女性のキャリア形成支援のためのメンター・メンティー制度の整備、女性が働き続けるための育児関連制度の整備・拡充などの取り組みが認められ、経済産業省と東京証券取引所が共同で、女性活躍に優れた上場企業を選定する「なでしこ銘柄」において、「準なでしこ銘柄」に選定されました。

営業活動につきましては、通信向けネットワークやインフラ構築案件、製造向けインフラ構築や保守案件などに注力いたしました。

当連結会計年度の業績は、サービスビジネス、開発ビジネス及び製品ビジネス、全てにおいて増加し、売上収益は451,957百万円（前年同期比5.2%増）となりました。営業利益につきましては、増収及び売上総利益率の改善により、35,898百万円（同10.0%増）となりました。また、関係会社株式売却益の減少などがあったものの営業利益の増加により税引前利益は36,286百万円（同7.6%増）、当期純利益は24,878百万円（同4.6%増）、当社株主に帰属する当期純利益は24,616百万円（同4.4%増）となりました。

セグメント別の業績は次のとおりであります。

なお、当連結会計年度より、報告セグメントの区分方法を変更しているため、前連結会計年度との比較・分析は変更後の区分方法に基づいております。

① 流通・エンタープライズ事業

流通向け運用、製造向けインフラ構築や保守案件などが増加し、売上収益は155,471百万円（前年同期比3.6%増）、税引前利益は9,813百万円（同0.8%増）となりました。

② 情報通信事業

通信向けネットワークやインフラ構築案件などが増加し、売上収益は174,496百万円（同12.5%増）、税引前利益は14,935百万円（同19.4%増）となりました。

③ 広域・社会インフラ事業

公益向け案件の減少などにより、売上収益は49,833百万円（同8.0%減）となりました。減収に加え販売費及び一般管理費の増加などにより、税引前利益は1,117百万円（同41.1%減）となりました。

④ 金融事業

金融向けインフラ構築案件などが増加し、売上収益は42,560百万円（同5.3%増）、税引前利益は2,535百万円（同9.4%増）となりました。

⑤ ITサービス事業

当セグメントは、クラウド関連ビジネス及び保守・運用を中心としたサービスビジネスを全社横断的に提供しており、売上収益は105,583百万円（同0.5%増）、税引前利益は9,214百万円（同23.1%増）となりました。

⑥ その他

一部の海外子会社における案件などが増加し、売上収益は38,258百万円（同11.8%増）となりました。増収に加え持分法による投資損益の増加などにより、税引前利益は2,270百万円（同130.2%増）となりました。

(注) 上記セグメントの売上収益及び税引前利益は、セグメント間の内部売上収益等を含めて表示しております。

(2) 設備投資

当連結会計年度における設備投資金額は7,236百万円であります。

主な内容としては、クラウドコンピューティングビジネス分野への投資及び既存データセンターの設備増強であり、ITサービス事業では3,077百万円、海外子会社等が含まれるその他の事業セグメントでは2,013百万円の設備投資を実施しております。

(3) 財産及び損益の状況

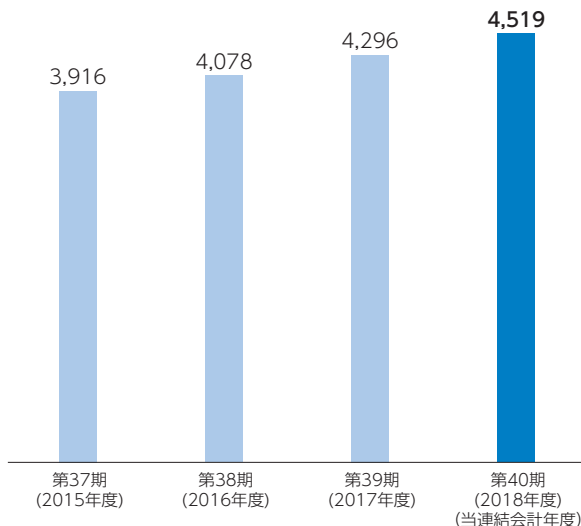
① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 37 期 (2015年度)	第 38 期 (2016年度)	第 39 期 (2017年度)	第 40 期 (2018年度) (当連結会計年度)
売上収益	391,606百万円	407,849百万円	429,625百万円	451,957百万円
税引前利益	27,942百万円	31,300百万円	33,729百万円	36,286百万円
当社株主に帰属する当期純利益	18,018百万円	21,861百万円	23,581百万円	24,616百万円
基本的 1 株当たり当社株主に 帰属する当期純利益	77.92円	94.55円	102.04円	106.55円
1 株当たり株主資本合計	775.36円	831.11円	894.13円	955.30円
資産合計	307,932百万円	333,123百万円	353,882百万円	378,936百万円

(注) 2018年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、第37期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「基本的1株当たり当社株主に帰属する当期純利益」及び「1株当たり株主資本合計」を算定しております。

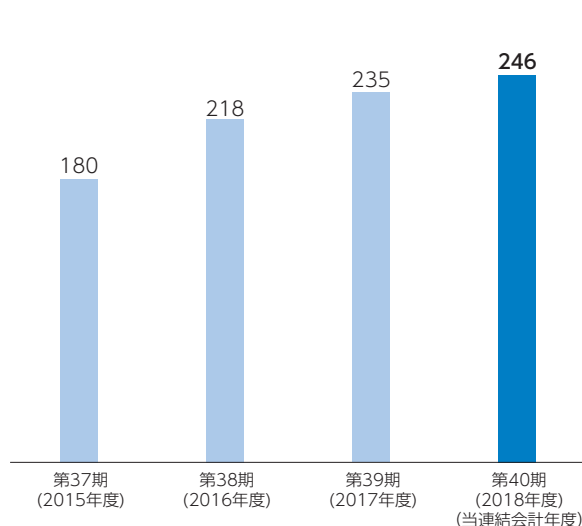
■ 売上収益

(単位: 億円)



■ 当社株主に帰属する当期純利益

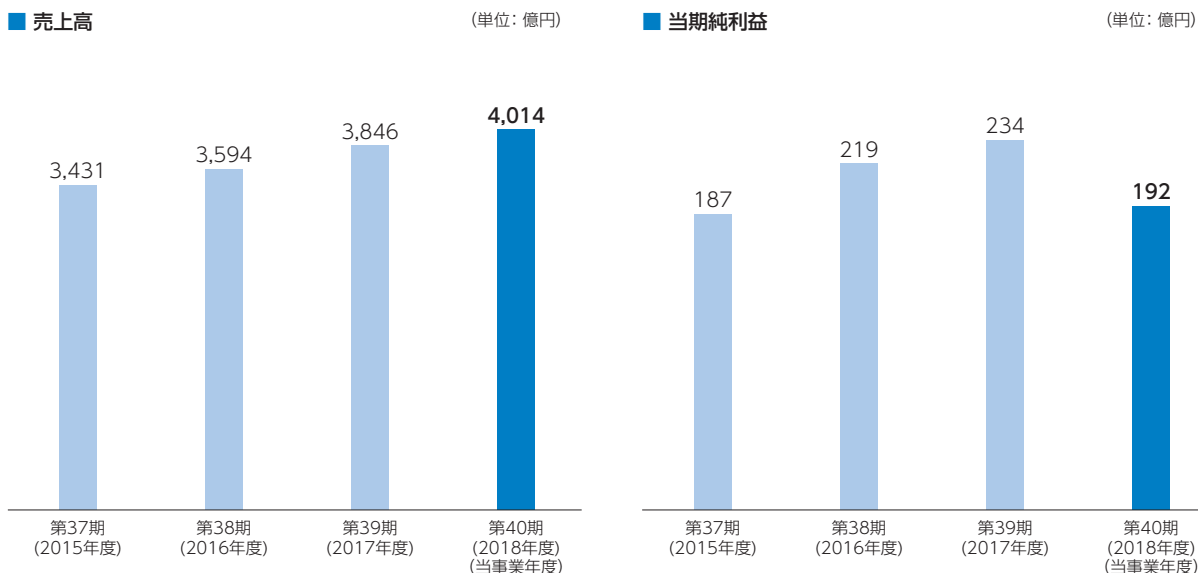
(単位: 億円)



② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 37 期 (2015年度)	第 38 期 (2016年度)	第 39 期 (2017年度)	第 40 期 (2018年度) (当事業年度)
売上高	343,151百万円	359,456百万円	384,618百万円	401,420百万円
経常利益	21,506百万円	23,218百万円	24,894百万円	27,022百万円
当期純利益	18,710百万円	21,906百万円	23,433百万円	19,287百万円
1株当たり当期純利益	80.92円	94.74円	101.40円	83.48円
1株当たり純資産	730.94円	786.74円	846.36円	883.02円
総資産	282,262百万円	308,121百万円	327,083百万円	346,824百万円

(注) 2018年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、第37期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり当期純利益」及び「1株当たり純資産」を算定しております。



(4) 対処すべき課題

① 当社グループが対処すべき課題

当社グループは、創立当初より広く業界動向をキャッチし、高い技術力を持つ国内外のIT先進企業といち早くパートナーシップを組み、顧客のニーズに対して最適解を提供することにより、我が国の情報化の進展に広く貢献してまいりました。

昨今の当社グループを取り巻く環境につきましては、デジタルトランスフォーメーション時代の本格的な到来によって、顧客のIT投資の目的が、コスト削減や業務効率化などを重視したものから、自社の競争力の向上や新たなビジネスモデルの変革などへと変化しております。

また、これらを実現するためのITシステムも、クラウドコンピューティングの普及・拡大に伴い、所有からサービス利用、あるいはそれらの組み合わせと、選択肢が広がっております。

このようにITサービスに対するニーズは高度化、多様化してきており、かつ技術は急速に進歩しております。このような状況の下、当社グループはこれらの変化に適切に対応し、この数年一定の成果を残してきました。

しかしながら、今後更なる成長に向け、収益の拡大と安定化を目指すためには、従来の「強みをさらに強くする」ことに加え、「ビジネス変革への挑戦」、「新分野・リージョンの開拓」といった新しい取り組みが必要と考えております。具体的には、次世代の高速通信規格「5G」におけるネットワークインフラの構築やそれらを活用した重点顧客とのデジタルビジネス共創、クラウドサービスを中心としたリカーリングビジネスの拡大、海外事業の強化と拠点の拡張、オープンイノベーション型ビジネス開発などに取り組んでおります。

また、当社グループが持つ差別化要素の一つである新技術への対応力についても更なる強化が必要と考えており、AI・IoTなどに関する先端技術、新たなアプリケーション開発技術、次世代ネットワーク技術などの開拓や、技術者育成に引き続き取り組んでおります。

加えて、今後の少子高齢化などを背景とした人材不足に対応すべく、社員が働き甲斐を持って健康で効率的に働くための働き方変革や、ダイバーシティを尊重し、性別、年齢、国籍、障がいの有無にかかわらず、様々な人材が能力を発揮できる環境づくりにも注力しております。

② 中長期的な経営戦略

当社グループでは、引き続き情報化社会の進展を牽引する「リーディング・カンパニーとして、IT産業の進化を担う」会社を目指す姿とし、新たな中期経営計画（2019年3月期から2021年3月期までの3か年）「Opening New Horizons ～新しい景色を見るために～」を策定いたしました。具体的には以下4つの重点施策を着実に実行することで、2021年3月期の定量目標達成を目指してまいります。

【中期経営計画「Opening New Horizons ～新しい景色を見るために～】

<重点施策：4つのHorizons>

1. 「上に広げる」：ビジネス変革への挑戦

コンサルティングサービスの拡充やアプリケーション開発力の強化で、お客様と共に成長するパートナーシップを築きます。

- ・重点顧客とのデジタルビジネス共創：
お客様と共に新たなデジタルビジネスを創出する。
- ・アプリケーションレイヤー拡充への挑戦：
アプリケーション開発の新たな技術や手法を取り込み、ビジネスアプリケーション開発を積極的に推進する。

2. 「前に伸ばす」：強みをさらに強く

ITインフラやクラウドなどCTCグループの強みをさらに強化し、収益の拡大と安定化を図ります。

- ・No.1 クラウドインテグレーターへの挑戦：
ハイブリッドクラウドや、DevOpsを中心としたクラウドネイティブ環境など、クラウドのインテグレーション力を強化。
- ・インフラ・ネットワーク分野での圧倒的存在感の確立：
SDN/NFVやAI、IoT技術を深耕し、グループの強みであるITインフラ・ネットワーク分野での収益力を強化。
- ・リカーリングビジネス拡大の加速：
クラウドサービス、基幹系システムの運用サービス、MSS（マネージド・セキュリティ・サービス）を強化し、収益の安定化を図る。

3. 「外に出る」：新たな分野・リージョンの開拓

新たな地域やビジネス領域を探求し、将来的な収益拡大に貢献するビジネスを確立します。

- ・海外事業の強化と拠点の拡張：
サービス拠点やR&D拠点を拡充し、ITサービスをグローバルに展開する。
- ・オープンイノベーション型ビジネス開発への挑戦：
スタートアップ企業との協業やお客様との合併事業を目的としたベンチャーファンド、オープンイノベーションを実現するスペース「DEJIMA」の活用に加え、異なる業種とのコラボレーション体制を拡充し、新しいビジネス領域に挑戦する。

4. 「足元を固める」：経営基盤の強化

全ての活動の土台として、盤石な経営基盤を築きます。

- ・人材育成と働き方変革：

社員の働きがいの向上に資する人事制度の拡充、多様な働き方を支える働き方変革を推進し、「魅力ある会社づくり」に取り組む。

- ・グループ経営・ガバナンス強化：

AI/RPA活用による業務の効率化と専門性の追求で、企業価値の向上を図る。

- ・品質と顧客満足度向上：

「お客様の声を聞き、改善に活かす」活動でビジネスパートナーとしての課題を毎年点検し、信頼できるITサービスを提供する。

- ・株主還元の拡充：

ROE伸長を意識した資本政策を実行する。

<2021年3月期 定量目標>

4つのHorizonsで次の定量目標を目指します。

3 収益力強化	6 注力ビジネスでの成長	12 資本効率向上
当社株主に帰属する当期純利益 300億円	クラウド・ITアウトソーシングビジネス 600億円	ROE 12%以上
	グローバル関連ビジネス 600億円	

(5) 主要な事業セグメント (2019年3月31日現在)

当社グループの報告セグメントは、組織別に構成されており、「流通・エンタープライズ事業」、「情報通信事業」、「広域・社会インフラ事業」、「金融事業」及び「ITサービス事業」の5つを報告セグメントとしております。

「流通・エンタープライズ事業」、「情報通信事業」、「広域・社会インフラ事業」及び「金融事業」は、顧客ニーズに応じ最適な対応を可能とする組織として区分されており、いずれの報告セグメントもコンサルティングからシステム設計・構築、保守、運用サービスまでの総合的な提案・販売活動を展開しております。

「ITサービス事業」は、ITインフラアウトソーシング、保守・運用を中心としたサービスビジネスにおいて、前述の4つの報告セグメントとの共同提案や調達の役割を担っております。

なお、2018年4月1日付の組織改編にて、公共・広域分野向けビジネス拡大のためにリソースのシフトを行い、従来「金融・社会インフラ事業」に含まれていた公益分野向けビジネスを「公共・広域事業」に移管し、セグメントの名称を「公共・広域事業」から「広域・社会インフラ事業」及び「金融・社会インフラ事業」から「金融事業」にそれぞれ変更しております。

(6) 主要拠点等 (2019年3月31日現在)

① 主要な営業所等

ア. 当社

名称	所在地
霞が関オフィス (本社)	東京都千代田区
大崎オフィス	東京都品川区
赤坂オフィス	東京都港区
駒沢オフィス	東京都世田谷区
後楽オフィス	東京都文京区
池袋オフィス	東京都豊島区
墨田オフィス	東京都墨田区
札幌オフィス	北海道札幌市
仙台オフィス	宮城県仙台市
静岡オフィス	静岡県静岡市

名称	所在地
豊田オフィス	愛知県豊田市
名古屋オフィス	愛知県名古屋市
大阪オフィス	大阪府大阪市
梅田オフィス	大阪府大阪市
広島オフィス	広島県広島市
高松オフィス	香川県高松市
福岡オフィス	福岡県福岡市
沖縄オフィス	沖縄県那覇市
シンガポール支店	Singapore

(注) 上記のほか、大崎開発センター、札幌開発センター、テクニカルソリューションセンター (東京都千代田区)、横浜コンピュータセンター、神戸コンピュータセンター、大手町インターネットデータセンター、渋谷データセンター、目白坂データセンター、CTC平和島物流センター、イノベーションスペース「DEJIMA」 (東京都品川区) 等があります。

イ. 連結子会社

会社名	本社所在地
シーティーシー・テクノロジー(株)	東京都千代田区
CTCシステムマネジメント(株)	東京都千代田区
シーティーシー・エスピー(株)	東京都世田谷区
CTCファシリティーズ(株)	横浜市都筑区
アサヒビジネスソリューションズ(株)	東京都墨田区
CTC Global (Thailand) Ltd.	Bangkok,Thailand
PT. CTC Techno Solutions Indonesia	Jakarta,Indonesia
CTC GLOBAL SDN. BHD.	Kuala Lumpur,Malaysia
CTC GLOBAL PTE. LTD.	Singapore
ITOCHU Techno-Solutions America, Inc.	Santa Clara, California, U.S.A.
その他4社 (国内4社)	

② 使用人の状況

ア. 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
8,442名	176名増	39.8歳	13.0年

(注) 上記使用人数には、当企業集団以外への出向者83名を含んでおります。

イ. 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
4,577名	108名増	41.0歳	13.8年

(注) 上記使用人数には、連結子会社等への出向者305名、関係会社等からの受入出向者174名を含んでおります。

(7) 重要な親会社及び連結子会社の状況

① 親会社の状況

伊藤忠商事(株)は、当社株式を134,661千株（出資比率56.1%、議決権比率（直接）58.3%）保有しており、当社は同社の連結子会社となっております。

当社は、取扱商品の一部を同社より仕入れており、商品の販売等を行っております。

② 親会社等との間の取引に関する事項

ア. 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

当社は、親会社である伊藤忠商事(株)との間で「資金の寄託契約」等の取引を行っておりますが、「資金の寄託契約」の取引を行うに当たっては、当社の運用方針に従い、預け期間に応じた市場金利を勘案の上、預け先を決定するように留意しております。

イ. 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

当社の取締役会は、当該取引は社内規程に基づく当社独自の経営判断により、妥当な取引条件のもと行われており、当社の利益を害することはないと判断しております。

ウ. 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見

該当事項はありません。

③ 連結子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
	(百万円)	(%)	
シーティーシー・テクノロジー(株)	450	100.0	システム保守・サポート
CTCシステムマネジメント(株)	300	100.0	システム運用・業務運用・運用管理・サポート
シーティーシー・エスピー(株)	200	100.0	IT関連機器・ソフトウェア・サプライ品の販売
CTCファシリティーズ(株)	100	100.0	データセンターの施設運用管理
アサヒビジネスソリューションズ(株)	110	51.0	システム開発
CTC Global (Thailand) Ltd.	165,000 千THB	100.0	ネットワークソリューション製品の販売
PT. CTC Techno Solutions Indonesia	10,001 百万IDR	100.0	コンピュータ関連のコンサルティング業務
CTC GLOBAL SDN. BHD.	62,118 千RM	70.0	ハードウェア・ソフトウェアの販売及び保守サービスの提供
CTC GLOBAL PTE. LTD.	2,000 千S\$	70.0	ハードウェア・ソフトウェアの販売及び保守サービスの提供
ITOCHU Techno-Solutions America, Inc.	5,360 千US\$	70.0	システム構築及び保守運用・サポート、IT関連製品の輸出業務及び情報収集・調査
その他4社 (国内4社)			

(注) 出資比率欄は、当社及び子会社の出資比率の合計を記載しております。

2. 株式に関する事項（2019年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 492,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 240,000,000株（自己株式8,772,349株を含む）
- (3) 株主数 14,930名
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持株比率
伊藤忠商事株式会社	134,661,600株	58.24%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	12,593,800	5.45
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	6,600,900	2.85
CTC社員持株会	4,547,272	1.97
BBH FOR MATTHEWS JAPAN FUND	3,404,100	1.47
J.P. MORGAN BANK LUXEMBOURG S.A.1300000	2,408,536	1.04
みずほ信託銀行株式会社退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社	1,770,720	0.77
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	1,753,800	0.76
ジブラルタ生命保険株式会社（一般勘定株式D口）	1,492,400	0.65
JP MORGAN CHASE BANK 385151	1,481,911	0.64

(注) 当社は、自己株式8,772,349株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。なお、自己株式には取締役等に対する株式給付信託（BBT）に係る信託口が保有する当社株式は含めておりません。
また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2019年3月31日現在）

氏名	地位	担当	重要な兼職の状況
菊地 哲	代表取締役社長		
松島 泰	取締役兼 副社長執行役員	社長補佐 (兼) 経営管理グループ/グローバル ビジネス管掌役員 (兼) 経営管理グループ担当役員 (兼) CFO (兼) CCO	
松澤 政章	取締役兼 副社長執行役員	流通・エンタープライズ事業グループ 担当役員 (兼) 事業グループ管掌役員	アサヒビジネスソリューションズ(株) 取締役
大久保忠崇	取締役兼 専務執行役員	技術戦略グループ担当役員 (兼) 技術戦略グループ/ITサービス グループ管掌役員 (兼) CTO (兼) CIO	
須崎 隆寛	取締役兼 常務執行役員	社長補佐（保守事業強化特命）	シーティーシー・テクノロジー(株) 代 表取締役社長
中森真紀子	取締役		公認会計士 中森公認会計士事務所 所長 (株)アイスタイル 社外監査役 M&Aキャピタルパートナーズ(株) 社 外監査役 (株)LIFULL 社外監査役 (株)チームスピリット 社外監査役
小尾 敏夫	取締役		情報通信ネットワーク産業協会 アド バイザー APEC電子政府研究センター 所長 総務省電子政府推進員協議会 会長 早稲田大学 名誉教授 早稲田大学電子政府・自治体研究所 上級顧問 国際CIO学会 名誉世界会長 西武文理大学 学長

氏名	地位	担当	重要な兼職の状況
今川 聖	取締役		伊藤忠商事(株) 情報・通信部門長 伊藤忠・フジ・パートナーズ(株) 取締役 (株)ベルシステム24ホールディングス 取締役
山口 忠宜	取締役		伊藤忠商事(株) 情報・金融経営企画部長
石丸慎太郎	常勤監査役		
高田 博史	常勤監査役		
多田 敏明	監査役		弁護士 日比谷総合法律事務所 パートナー弁護士

- (注) 1. 取締役中森真紀子、小尾敏夫の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役石丸慎太郎、多田敏明の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 取締役中森真紀子、小尾敏夫、監査役多田敏明の各氏は、(株)東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
4. 監査役高田博史氏は、経営管理部門における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当事業年度中の取締役の異動は、次のとおりであります。
- (1)就任
2018年6月20日開催の第39期定時株主総会において、今川 聖氏が新たに取締役に選任され、同日付で就任いたしました。
- (2)退任
新宮達史氏は、2018年6月20日付で取締役を退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、当社定款第25条及び会社法第427条第1項の規定により、社外取締役中森真紀子、社外取締役小尾敏夫の両氏及び非業務執行取締役今川 聖、非業務執行取締役山口忠宜の両氏並びに当社定款第32条及び会社法第427条第1項の規定により、社外監査役多田敏明氏と、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等に関する事項

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

取締役の報酬は、報酬委員会の意見を踏まえて設計した役員報酬制度により、固定報酬である基準報酬と、業績連動型現金報酬である賞与と業績連動型株式報酬で構成しております。基準報酬は、業務執行・非業務執行、担当役割、個別の行動評価等に基づき、役位毎に定められた基準報酬テーブルを用いて算定の上、取締役会にて支給総額を決定し、代表取締役社長が個別支給額を決定いたします。なお、非業務執行取締役及び監査役は、固定報酬のみとし、業績連動報酬である賞与及び株式報酬は支給しておりません。退職慰労金については、取締役、監査役ともに2006年6月開催の第27期定時株主総会終結の時をもって制度を廃止し、それ以前の在任期間に対応する全額を打ち切り支給することとしましたが、支給時期は取締役及び監査役の退任時としております。

また、取締役会の諮問委員会として社外取締役を含めた報酬委員会を設置しております。当社の取締役及び執行役員（非業務執行取締役を除きます。以下、「取締役等」といいます。）の報酬制度の設計等を審議し、取締役会に具申する他、年に一度、適切に制度が運用されているかについてのレビューを行っており、客観的な視点を入れながら報酬制度の設計・運用をしております。

業績連動型株式報酬制度は、2017年6月21日開催の第38期定時株主総会における決議により、取締役等に対し導入いたしました。本制度は、従来の業績連動型賞与と制度に基づき算定される賞与支給額の一部を、金銭から株式に置き換えるもので、取締役等の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。賞与及び業績連動型株式報酬の概要は以下のとおりです。

ア. 支給総額

賞与及び業績連動型株式報酬の総額（以下、「業績連動報酬総額ファンド額」といいます。）は、当社株主に帰属する当期純利益の当事業年度の目標に対する当事業年度実績の目標達成率、対前年度伸長率、あらかじめ決められた業績連動報酬総額ファンド比率の指標を用いて業績連動報酬総額ファンド額を算出し、取締役会で決定いたします。なお、2018年度の指標の目標及び実績は以下となっております。

指 標	目 標 (百万円)	実 績 (百万円)
当社株主に帰属する当期純利益	24,000	24,616

イ. 個別支給額

業績連動報酬総額ファンド額を、取締役等に対して個別に実施する当年度の職務に対する業績評価を用いて分配し、個別の賞与と業績連動型株式報酬の合計額を算定します。この合計額に、役位別按分比率を乗じて、賞与と業績連動型株式報酬を算定します。役位別按分比率は以下となっております。

役位	賞与	業績連動型株式報酬
社長	70%	30%
副社長執行役員	80%	20%
専務執行役員・常務執行役員	85%	15%

② 当事業年度に係る取締役、監査役ごとの報酬等の総額

取締役10名 327百万円（うち社外 2名 20百万円）
監査役3名 59百万円（うち社外 2名 33百万円）

- (注) 1. 取締役の基本報酬及び賞与の総額は、2006年6月22日開催の第27期定時株主総会において、取締役は年額640百万円、監査役は年額100百万円を上限として決定しております。
2. 業績連動型株式報酬（株式給付信託）の信託額は、2017年6月21日開催の第38期定時株主総会において、対象となる3事業年度当たり180百万円を上限として決定しております。
3. 上記報酬等の総額には役員賞与及び業績連動型株式報酬の当事業年度の費用計上額が含まれております。当事業年度の業績連動型株式報酬の費用計上額は取締役5名 26百万円であります。
4. 上記の取締役の員数には、2018年6月20日開催の第39期定時株主総会終結の時をもって取締役を退任した新宮達史氏を含めております。

(4) 社外役員に係る他の法人等の業務執行者及び社外役員との重要な兼職状況

区分	氏名	兼職先法人等名	兼職の内容	兼職先との関係
取締役	中森真紀子	中森公認会計士事務所	所長	—
		(株)アイスタイル	社外監査役	当社商品の販売
		M&Aキャピタルパートナーズ(株)	社外監査役	—
		(株)LIFULL	社外監査役	当社商品の販売
		(株)チームスピリット	社外監査役	同社商品の購入
取締役	小尾 敏夫	情報通信ネットワーク産業協会	アドバイザー	—
		APEC電子政府研究センター	所長	—
		総務省電子政府推進員協議会	会長	—
		早稲田大学	名誉教授	当社商品の販売
		早稲田大学電子政府・自治体研究所	上級顧問	—
		国際CIO学会	名誉世界会長	—
		西武文理大学	学長	—
監査役	多田 敏明	日比谷総合法律事務所	パートナー弁護士	—

(5) 社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	中森真紀子	当事業年度開催の取締役会18回の全てに出席し、必要に応じ、主に公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。
取締役	小尾 敏夫	当事業年度開催の取締役会18回の全てに出席し、議案審議等につき必要な発言を適宜行っております。
監査役	石丸慎太郎	当事業年度開催の取締役会18回の全てに、また、監査役会14回の全てに出席し、議案審議等につき必要な発言を適宜行っております。
監査役	多田 敏明	当事業年度開催の取締役会18回の全てに、また、監査役会14回の全てに出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。

(6) 社外役員の親会社又は当該親会社の子会社からの役員報酬等の総額

該当する報酬等はありません。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 責任限定契約に関する事項

該当事項はありません。

(3) 会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

126百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額は合計額を記載しております。
2. 監査役会は、財務経理部門並びに会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取等を通じて収集した情報に基づき、会計監査人の前事業年度における監査実績と第40期事業年度の「監査計画」(案)の内容を対比し、報酬見積りの前提である「監査時間」と「報酬単価」の適切性・妥当性を検討した結果、監査品質、効率並びに監査の網羅性も担保しうるものと認識、第40期事業年度の会計監査人の報酬等の額は相当であると判断し、同意いたしました。

② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

174百万円

③ 当社の重要な子会社（「1.企業集団の現況に関する事項（7）重要な親会社及び連結子会社の状況 ③連結子会社の状況」に記載）のうち、海外子会社は外国の法令に基づいた会計監査人としての資格を有する現地の監査法人の監査を受けております。

(4) 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）の内容

当社は、会計監査人に対し、データセンター業務における内部統制の整備及び運用状況に関する検証業務などを委託しております。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が職務を適正に遂行することが困難と認められる場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

5. 内部統制システムに関する基本方針及びその運用状況の概要

(1) 内部統制システムに関する基本方針の概要

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びに当社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制（内部統制システム）を次のとおり構築しております。以下に2018年5月1日開催の取締役会において決議された「内部統制システムに関する基本方針」を記載いたします。

（注）「内部統制システムに関する基本方針」は、2019年4月26日開催の取締役会で一部改訂を決議しております。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

ア. コーポレート・ガバナンス

- ・取締役会は、社外取締役を含む取締役で構成し、法令、定款、株主総会決議、取締役会規程、「CTCグループ企業理念」及び「CTCグループ行動基準」に従い、経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督する。
- ・取締役は取締役会の決定した役割に基づき、法令、定款、取締役会決議及び「職務権限規程」その他の社内規程に従い、当社の業務を執行する。
- ・取締役会の意思決定機能と監督機能の強化及び業務執行の効率化を図るため執行役員制を採用する。執行役員は、取締役会の決議をもって任命するものとし、取締役会の決定の下、取締役会及び代表取締役の委任に基づき、定められた範囲内で職務の執行にあたる。なお、定められた範囲内で業務執行を担当する取締役は執行役員を兼務する。
- ・代表取締役社長及び業務執行取締役は、3ヶ月に1回以上及び必要の都度、職務執行の状況を取締役に報告する。
- ・監査役は、法令が定める権限を行使するとともに、監査室及び会計監査人と連携して、「監査役会規程」及び「監査役監査基準」に則り、取締役の職務執行の適正性について監査を実施する。
- ・一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員を確保し、コーポレート・ガバナンスの充実に努める。

イ. コンプライアンス

- ・取締役、執行役員及び使用人は「CTCグループ企業理念」及び「CTCグループ行動基準」に則り行動するものとする。

- ・チーフ・コンプライアンス・オフィサーを任命し、コンプライアンス・情報セキュリティ委員会及びコンプライアンスに係る事項を統括する部署を設置するとともに、「コンプライアンス規程」、「CTCグループコンプライアンスプログラム」を制定し、各部署のコンプライアンス統括責任者の任命、コンプライアンス教育・研修の実施、法令ガイドラインの作成、内部情報提供制度の整備、並びに法令、社内規則等の遵守を含むコンプライアンスに関する全ての取締役、執行役員及び使用人からの書面取得制度等、コンプライアンス体制の充実に努める。
 - ウ. 財務報告の適正性確保のための体制整備
 - ・「経理規程」、「販売管理規程」、「購買管理規程」その他社内規程を整備するとともに、チーフ・フィナンシャル・オフィサーを任命し、会計基準その他関連する諸法令を遵守し財務報告の適正性を確保するための体制の充実に努める。
 - ・内部統制委員会を設置するとともに、財務報告の適正性を確保するための社内体制につき、その整備・運用状況を定期的に評価し、改善を図る。
 - エ. 内部監査
 - 社長直轄の監査室を設置する。監査室は、「内部監査規程」に基づき業務全般に関し、法令、定款及び社内規程の遵守状況、職務の執行の手續及び内容の妥当性等につき、定期的に内部監査を実施し、社長及び監査役に対し、その結果を報告する。また、監査室は、内部監査により判明した指摘・提言事項の改善履行状況についても、フォローアップ監査を実施する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ア. 情報の保存・管理
 - 取締役は、株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書のほか職務執行に係る重要な情報が記載された文書（電磁的記録を含む。以下同じ）を、関連資料とともに、「情報管理基本規程」、「文書管理規程」その他の社内規程の定めるところに従い適切に保管し、管理する。
 - イ. 情報の閲覧
 - 取締役及び監査役は、いつでも、前項の情報を閲覧することができる。
 - ウ. 重要情報の開示
 - 会社の重要な情報の適時開示、IRその他の開示を所管する部署を設置する。
 - また、取締役は、開示すべき情報を迅速かつ網羅的に収集した上で、法令等に従い適時かつ適切に開示する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理が経営の重要課題であることを認識し、CSR・コンプライアンスリスク、情報セキュリティリスク、災害リスク、為替相場等による市場リスク、信用リスク、投資リスク、技術に関するリスク、その他様々なリスクに対処するため、リスク管理委員会や主管部署を設置するとともに、各種管理規程、事業継続計画、投資基準、与信限度枠の設定や報告・監視体制の整備等、必要なリスク管理体制及び管理手法を整備し、当社のリスクを総括的かつ個別的に管理する。また、これらの管理体制の有効性につき定期的にレビューする。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ア. 経営会議及び各種社内委員会

職務執行の決定を適切かつ機動的に行うため、社長の諮問機関として経営会議を設置し、全般的経営方針・経営計画その他職務執行に関する重要事項を審議する。さらに、各種の社内委員会を設置し、各々の担当分野における経営課題について慎重な協議を行い、社長及び取締役会の意思決定に資するものとする。

イ. グループ制

複数の事業について領域を分担して経営を行うグループ制を採用し、各グループには担当役員を任命する。グループ担当役員は、法令、定款、社内規程及び社内基準に従い、担当事業領域の経営を行う。また、グループ毎に、主要な数値目標を設定し、定期的に数値目標の達成度を検証することにより、経営管理を行う。

ウ. 職務権限・責任の明確化

適正かつ効率的な職務の執行を確保するため、「業務分掌規程」、「職務権限規程」等、各種社内規程を整備し、各役職者の権限及び責任の明確化を図る。

⑤ 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

ア. 親会社との関係

当社は、親会社との人的交流、顧客ベース活用等の営業活動での連携強化を図る一方、事業運営に際しては、あくまでも自主性・自律性を維持強化しつつ業績拡大を目指すことにより、その独立性を保持する。

イ. 子会社管理・報告体制

- ・子会社を総括管理するための部署を設置する。また、子会社毎に主管部署を定め、当該主管部署が「事業会社管理規程」その他の社内規程に従い、子会社の経営管理及び経営指導にあたるとともに、各子会社には原則として取締役及び監査役を派遣して業務の適正を確保する。

- ・子会社の経営上の重要事項に関しては、子会社の事業内容・規模等を考慮の上、原則として、子会社毎に、当社の事前承認を要する事項や当社への報告を要する事項を取り決める。
- ウ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- 子会社のリスク管理を統括する部署を設置し、「リスク管理基本規程」において、リスク管理統括責任者の設置、リスク管理体制の構築等リスク管理体制の整備につき指針を示すとともに、子会社のリスク管理統括責任者と情報交換を行い、リスク管理活動の支援を行う。
- エ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 連結ベースにて中期及び短期経営計画を策定し、当該経営計画の達成のため、主管部署は「事業会社管理規程」その他の社内規程に基づき子会社の経営指導にあたりるとともに、当社よりグループファイナンス等の機能の提供を通じた支援を実施する。
- オ. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ・「事業会社管理規程」その他の社内規程に基づき、各子会社に対して原則として取締役及び監査役を派遣し、当該取締役及び監査役が各子会社における職務執行の監督・監査を行うことにより、子会社における取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合するように努める。
 - ・「コンプライアンス規程」、「CTCグループコンプライアンスプログラム」において、コンプライアンス実行計画、コンプライアンス統括責任者の設置、法令ガイドラインの整備、内部情報提供制度の整備、及び法令、社内規則等の遵守を含むコンプライアンスに関する取締役等及び使用人からの書面取得制度等コンプライアンス体制の整備につき指針を示し、当該事項の実施状況につき定期的なモニター・レビューを実施するとともに、必要に応じて子会社におけるコンプライアンス教育・研修を実施し、CTCグループ全体でのコンプライアンスの徹底に努める。
 - ・子会社の業務活動全般についても監査室による内部監査の対象とする。また、監査室は、CTCグループとしての内部監査体制の構築を推進するとともに、子会社に対する計画的な監査を実施または総括し、CTCグループとしての監査の質的向上に努める。

⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

ア. 監査役の職務を補助すべき使用人

監査役がその職務を補助すべき使用人（以下「補助使用人」という）を置くことを求めた場合は、使用人の中から補助使用人として相応しい能力・経験等を有する者を専任の補助使用人として任命する。ただし、専任の補助使用人の設置が困難な場合は、監査役は、兼任の補助使用人として監査室所属あるいはその他の使用人に監査業務に必要な事項を指示することができるものとする。

イ. 当該使用人の取締役からの独立性

補助使用人の取締役からの独立性及び監査役による当該補助使用人への指示の実効性を確保するため、補助使用人に対する指揮命令権限は監査役に専属するものとし、取締役、執行役員及び使用人は補助使用人に対し指揮命令権限を有しない。また、兼任の場合は、監査役より監査業務に必要な指示を受けた当該補助使用人はその指示に対して、監査室長をはじめ、取締役、執行役員及び使用人の指揮命令を受けないものとする。なお、専任、兼任に拘わらず、補助使用人の任命、人事異動、人事評価、懲戒処分等に係る事項については、監査役会の同意を得た上で決定する。

⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

ア. 監査役の重要会議への出席

監査役は、監査役会が定める監査計画及び職務の分担に従い、取締役会のほか、経営会議、各種社内委員会その他の重要会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、関係資料を閲覧することができる。

イ. 取締役及び執行役員の報告義務

- ・取締役及び執行役員は、定期的に又は必要に応じて、自己の職務執行の状況を監査役に報告する。
- ・取締役及び執行役員は、監査役に対して、会社に著しい損害を及ぼすおそれが生じた場合その他法令が定める事項は直ちに報告する。

ウ. 使用人による報告

使用人は、監査役に対して、次に掲げる事項を直接報告することができる。

- ・当社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実
- ・重大な法令又は定款違反事実

エ. 不利益取り扱いの禁止

監査役に対して、前項各号に定める事項に係る報告を行った取締役、執行役員及び使用人に対する不利益取り扱いを禁止する。

⑧ **子会社の取締役・監査役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制**

ア. 子会社の取締役・監査役等による報告

子会社の取締役及び監査役等は、当社の監査役に対して、次に掲げる事項を直接報告することができる。

- ・当該子会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実
- ・重大な法令又は定款違反事実

イ. 子会社から報告を受けた担当部署による報告

コンプライアンスに係る事項を統括する部署は、子会社の役職員からの次に掲げる事項に係る報告の概要について、定期的に当社監査役に対して報告する。

- ・当社グループに著しい損害を及ぼすおそれがある事実
- ・重大な法令又は定款違反事実

ウ. 不利益取り扱いの禁止

監査役に対して、前二項の規定に基づき報告を行った者に対する不利益取り扱いを禁止する。

⑨ **監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において確認の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役職務の執行に必要でないと証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

⑩ **その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

ア. 意見聴取の実施

監査役は、代表取締役社長、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催するとともに、適宜、業務執行取締役、執行役員及び重要な使用人から職務執行の状況に関する意見聴取を実施する。

イ. 監査室の監査役との連携

監査室は、監査役との間で、各事業年度における内部監査計画を協議するとともに、定期的に会合を持ち、内部監査結果等及び指摘・提言事項について協議及び意見交換するなど、密接な情報交換及び連携を図る。

ウ. 外部専門家の起用

監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部専門家を独自に起用することができる。

(2) 内部統制システムの運用状況の概要

当社の内部統制システムは、上記基本方針に基づき運用しております。基本方針に記載の項目については既に基本的な制度等を構築済みであります。その構築・運用状況についてレビューを行い、取締役会へ年2回報告しております。

① 内部統制システム全般

- ア. 「内部統制システムに関する基本方針」を改訂し、内部統制システムの構築・運用の向上に努めました。
- イ. 取締役会の諮問委員会として、指名委員会を3回、報酬委員会を2回、ガバナンス委員会を5回開催し、取締役及び執行役員候補の選解任議案、昨年度導入した取締役及び執行役員の業績連動型株式報酬制度、改訂コーポレートガバナンスコードへの対応、取締役会の実効性評価などについて審議いたしました。
- ウ. 監査役と非業務執行取締役との連携を図るため、「監査役・非業務執行取締役連絡会」を設置し、意見交換を行いました。
- エ. 財務報告に係る内部統制については、その有効性に関して監査室がレビューを行い、内部統制委員会を5回開催して審議を行いました。

② 取締役の職務執行

- ア. 当事業年度中に取締役会を18回、経営会議を41回開催し、法令、定款及び社内規程に従い、重要事項を審議・決定いたしました。
- イ. 取締役の職務執行を監督するため、代表取締役社長及び業務執行取締役は、取締役会において業務執行状況を報告いたしました。

③ コンプライアンス

コンプライアンス・情報セキュリティ委員会を2回開催し、当社及びグループ会社各社の取締役、執行役員及び使用人に対するコンプライアンス教育・研修の実施状況及び法令、コンプライアンスに関する書面取得の状況、内部通報の状況などの重点確認事項を担当部署から報告を受けるとともに、コンプライアンス違反の発生後の対応及び再発防止策の実施について審議し、経営会議に報告いたしました。

④ リスク管理

リスク管理委員会を3回開催し、リスクを全社的・経営的視点で統合的に把握・管理するべく、全社重要リスクの動向及び国内外事業会社を含むリスク管理活動状況のモニタリングを行い、経営会議に報告いたしました。

⑤ 内部監査及び監査役監査

- ア. 監査室による内部監査につきましては、経営会議にて決定された当該事業年度の内部監査計画に基づき監査を行い、監査の結果及び提言事項について、社長、監査役、監査対象組織及び関係部署への報告を行っております。
- イ. 監査役監査につきましては、社外監査役2名を含む監査役3名が取締役会に出席して取締役による重要事項の決定やその執行状況の把握に努め、そのうち2名が常勤として、経営会議、コンプライアンス・情報セキュリティ委員会及びリスク管理委員会をはじめとする各種社内委員会その他の重要会議に出席し、必要に応じ議事録等関係資料の閲覧等を通じて、取締役の職務執行状況について監視・監査いたしました。
- ウ. 監査役は年度監査計画等に従い、代表取締役をはじめとする取締役、執行役員及び組織長に対し、定期的又は適宜、ヒアリング、レビュー等を行うことにより、社内の業務運営状況の把握に努めました。また、監査室及び会計監査人と定期的な会合を実施し、情報共有及び意見交換を行う等、密接な連携を図りました。

(注) この事業報告における記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結財政状態計算書

(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	298,325	流動負債	135,403
現金及び現金同等物	58,878	営業債務及びその他の債務	53,901
営業債権及びその他の債権	132,348	その他の金融負債	5,479
棚卸資産	28,907	未払法人所得税	9,964
当期税金資産	78	従業員給付	19,047
その他の金融資産	20,089	引当金	1,333
その他の流動資産	58,021	その他の流動負債	45,677
非流動資産	80,611	非流動負債	18,427
有形固定資産	34,488	長期金融負債	12,243
のれん	4,233	従業員給付	4,016
無形資産	8,937	引当金	1,825
持分法で会計処理されている投資	1,568	繰延税金負債	341
その他の金融資産	16,233	負債合計	153,830
繰延税金資産	12,467	(資本の部)	
その他の非流動資産	2,681	株主資本	220,701
資産合計	378,936	資本金	21,763
		資本剰余金	33,193
		自己株式	△9,622
		利益剰余金	174,460
		その他の資本の構成要素	906
		非支配持分	4,404
		資本合計	225,105
		負債及び資本合計	378,936

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上収益		451,957
売上原価		△344,248
売上総利益		107,709
その他の収益及び費用		
販売費及び一般管理費	△71,795	
その他の収益	558	
その他の費用	△574	△71,810
営業利益		35,898
金融収益		284
金融費用		△285
持分法による投資損益		388
税引前利益		36,286
法人所得税		△11,407
当期純利益		24,878
当期純利益の帰属		
当社株主		24,616
非支配持分		261

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結持分変動計算書

(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	自己株式	利益剰余金
当期首残高	21,763	33,152	△9,621	160,544
会計方針の変更による 累積的影響額	—	—	—	46
会計方針の変更を反映した 当期首残高	21,763	33,152	△9,621	160,591
当期純利益	—	—	—	24,616
その他の包括利益	—	—	—	—
当期包括利益	—	—	—	24,616
剰余金の配当	—	—	—	△11,041
自己株式の取得	—	—	△0	—
自己株式の処分	—	0	0	—
株式報酬取引	—	47	—	—
支配継続子会社に対する 持分変動	—	△6	—	—
その他の資本の構成要素 から利益剰余金への振替	—	—	—	293
所有者との取引額等合計	—	41	△0	△10,747
当期末残高	21,763	33,193	△9,622	174,460

	株主資本				株主資本 合計	非支配持分	資本合計
	その他の資本の構成要素						
	在外営業 活動体の 換算差額	その他の包括 利益を通じて 測定する金融 資産の公正価 値の純変動	キャッシュ・ フロー・ ヘッジ	確定給付 制度の 再測定額			
当期首残高	△270	1,053	△52	—	206,569	4,281	210,850
会計方針の変更による 累積的影響額	—	—	—	—	46	—	46
会計方針の変更を反映した 当期首残高	△270	1,053	△52	—	206,616	4,281	210,897
当期純利益	—	—	—	—	24,616	261	24,878
その他の包括利益	14	105	53	295	469	13	482
当期包括利益	14	105	53	295	25,086	275	25,361
剰余金の配当	—	—	—	—	△11,041	△158	△11,199
自己株式の取得	—	—	—	—	△0	—	△0
自己株式の処分	—	—	—	—	0	—	0
株式報酬取引	—	—	—	—	47	—	47
支配継続子会社に対する 持分変動	—	—	—	—	△6	6	—
その他の資本の構成要素 から利益剰余金への振替	—	1	—	△295	—	—	—
所有者との取引額等合計	—	1	—	△295	△11,000	△152	△11,152
当期末残高	△256	1,160	1	—	220,701	4,404	225,105

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	273,917	流動負債	129,405
現金及び預金	31,547	買掛金	41,272
受取手形	336	リース債務	3,762
売掛金	113,211	未払金	7,604
リース投資資産	16,795	未払法人税等	7,527
商品	18,881	前受金	1,519
仕掛品	1,632	預り金	14,024
前払費用	44,762	前受収益	38,807
関係会社預け金	42,612	賞与引当金	7,627
その他	4,150	役員賞与引当金	139
貸倒引当金	△13	受注損失引当金	789
固定資産	72,907	アフターコスト引当金	326
有形固定資産	33,106	その他	6,005
建物	20,027	固定負債	13,416
構築物	169	リース債務	11,747
工具、器具及び備品	4,859	資産除去債務	1,643
土地	5,970	その他	25
リース資産	2,080	負債合計	142,821
無形固定資産	7,151	(純資産の部)	
ソフトウェア	7,046	株主資本	202,613
リース資産	50	資本金	21,763
その他	55	資本剰余金	33,076
投資その他の資産	32,648	資本準備金	13,076
投資有価証券	8,034	その他資本剰余金	20,000
関係会社株式	10,059	利益剰余金	157,396
出資金	15	利益準備金	504
従業員に対する長期貸付金	7	その他利益剰余金	156,891
破産更生債権等	0	別途積立金	54,900
長期前払費用	182	繰越利益剰余金	101,991
前払年金費用	1,721	自己株式	△9,622
繰延税金資産	5,034	評価・換算差額等	1,389
その他	7,630	その他有価証券評価差額金	1,388
貸倒引当金	△36	繰延ヘッジ損益	1
資産合計	346,824	純資産合計	204,002
		負債・純資産合計	346,824

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		401,420
売上原価		319,432
売上総利益		81,987
販売費及び一般管理費		59,115
営業利益		22,872
営業外収益		
受取利息	66	
受取配当金	2,510	
業務受託料	1,469	
その他	300	4,347
営業外費用		
支払利息	75	
為替差損	7	
投資事業組合運用損評価損	38	
その他	76	196
経常利益		27,022
特別利益		
違約金収入	193	193
特別損失		
減損損失	105	
投資有価証券評価損	8	113
税引前当期純利益		27,102
法人税、住民税及び事業税	7,589	
法人税等調整額	226	7,815
当期純利益		19,287

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		別途積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	21,763	13,076	20,000	33,076	504	54,900	93,686	149,091
会計方針の変更に よる累積的影響額	—	—	—	—	—	—	59	59
会計方針の変更を反映 した当期首残高	21,763	13,076	20,000	33,076	504	54,900	93,745	149,150
当期変動額								
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	△11,041	△11,041
当期純利益	—	—	—	—	—	—	19,287	19,287
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—	—
自己株式の処分	—	—	0	0	—	—	—	—
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	0	0	—	—	8,245	8,245
当期末残高	21,763	13,076	20,000	33,076	504	54,900	101,991	157,396

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△9,621	194,308	1,278	△52	1,226	195,535
会計方針の変更に よる累積的影響額	—	59	—	—	—	59
会計方針の変更を反映 した当期首残高	△9,621	194,367	1,278	△52	1,226	195,594
当期変動額						
剰余金の配当	—	△11,041	—	—	—	△11,041
当期純利益	—	19,287	—	—	—	19,287
自己株式の取得	△0	△0	—	—	—	△0
自己株式の処分	0	0	—	—	—	0
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	—	—	109	53	163	163
当期変動額合計	△0	8,245	109	53	163	8,408
当期末残高	△9,622	202,613	1,388	1	1,389	204,002

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年5月15日

伊藤忠テクノソリューションズ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 大久保孝一 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 波多野伸治 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、伊藤忠テクノソリューションズ株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、連結計算書類を国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、伊藤忠テクノソリューションズ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年5月15日

伊藤忠テクノソリューションズ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 大久保孝一 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 波多野伸治 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、伊藤忠テクノソリューションズ株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第40期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第40期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査の方針、監査計画等に従い、取締役、執行役員、監査室（内部監査部門）その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号口の判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監査するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書、連結注記）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするにあたり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月20日

伊藤忠テクノソリューションズ株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役）石丸 慎太郎 ㊟

常勤監査役 高田 博史 ㊟

監査役（社外監査役）多田 敏明 ㊟

以上

株主総会会場ご案内図

会場 東京都千代田区大手町一丁目3番7号 日経ビル3階 日経ホール



スマートフォンやタブレット端末から下記のQRコードを読み取るとGoogleマップにアクセスいただけます。

■ 交通のご案内

■ 東京メトロ

- 千代田線「大手町駅」 神田橋方面改札より 徒歩約2分
- 丸ノ内線「大手町駅」 サンケイ前交差点方面改札より 徒歩約5分
- 半蔵門線「大手町駅」 皇居方面改札より 徒歩約5分
- 東西線「大手町駅」 中央改札より 徒歩約9分
- 東西線「竹橋駅」 4番出口より 徒歩約2分

■ 都営地下鉄

- 三田線「大手町駅」 大手町方面改札より 徒歩約6分

地下鉄大手町駅 C2b出口直結

※駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

伊藤忠テクノソリューションズ株式会社

〒100-6080 東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビル
TEL 03-6203-5000(代) URL <http://www.ctc-g.co.jp/>

